

平成20年4月17日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第764号 不当利得返還請求事件

(口頭弁論終結の日 平成20年2月26日)

判 決

広島市西区

原 告

**A**

広島県三次市

原 告

**B**

原告ら訴訟代理人弁護士

板 根 富 規

同

秋 田 智 佳 子

同

青 木 貴 央

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告

株 式 会 社 シ テ ィ ズ

同代表者代表取締役

若 松 一 義

同訴訟代理人弁護士

谷 口 玲 爾

主 文

- 1 被告は、原告 **A** に対し、221万1493円及びこれに対する平成18年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 **B** に対し、230万1263円及びこれに対する平成18年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告 **B** のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用中、原告 **A** と被告との間に生じたものは被告の負担とし、原告 **B** と被告との間に生じたものはこれを3分しその1を原告 **B** の負担としその2を被告の負担とする。
- 5 この判決は1、2項に限り仮に執行することができる。

事実及び理由

## 第1 請求

- 1 被告は、原告 **A** に対し、221万1493円及びこれに対する平成18年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 **B** に対し、346万0527円及びこれに対する平成18年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 1, 2項につき仮執行宣言

## 第2 事案の概要

### 1 前提となる事実

本件は、貸金業者である被告から金員を借り入れた原告らが、被告に対し、不当利得（過払金）返還請求権に基づき、原告 **A**（以下「原告 **A**」という。）において221万1493円、原告 **B**（以下「原告 **B**」という。）において346万0527円、及びそれぞれに対する訴状送達の日翌日である平成18年7月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

#### (1) 原告 **A** 関係

①ア 被告は、平成8年10月15日、原告 **A** に対し、200万円を次の約定で貸し付けた（乙7。以下「本件 **A** 貸付け」という。）。

利 息 年29.8パーセント（1年を365日として計算）

遅延損害金 年39.8パーセント（1年を365日として計算）

弁 済 期 利息は、平成8年11月から平成11年10月まで毎月20日払いであり（残元本×0.298×経過日数÷365。なお、経過日数は返済日の前日までとする。）、元金は、平成11年10月20日に一括して支払う。

弁 済 方 法 被告に持参又は送金して支払う。

特 約 元金又は利息の支払を遅滞したときは、催告を要せず

して期限の利益を失いただちに元利金を一時に支払う。

イ 被告は、上記契約締結の際、原告 **A** に対し、弁済期及び弁済方法、利息及び遅延損害金の約定とその内容、被告の商号、住所地及び登録番号、債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項等が記載された貸付契約説明書を交付した（乙8）。

② **C**（以下「保証人 **C**」という。）は、平成8年10月15日、原告 **A** の被告に対する前項の債務につき連帯保証した（乙7）。

③ア 原告 **A** は、被告に対し、別紙「元利計算書(1)」の「入金日」欄記載の日に「入金額」欄記載のとおり返済した（ただし、このうち、平成11年12月20日の合計8万3386円の返済及び平成14年3月11日の100万8620円の返済を除く。乙23ないし122。なお、このうち、平成11年12月20日の合計8万3386円の返済については、原告 **A** は、自らが支払った旨主張するのに対し、被告は、保証人 **C** が支払った旨主張する。）。

イ 保証人 **C** は、被告に対し、平成14年3月11日に100万8620円を返済した（当事者間に争いがない。）。

ウ 原告 **A** は、保証人 **C** に対し、平成14年4月11日、前項の返済に対する求償債務100万8620円を支払った（甲A3及び4）。

(2) 原告 **B** 関係

①ア(ア) 被告は、平成8年12月11日、原告 **B** に対し、150万円を次の約定で貸し付けた（乙14。以下「本件第1貸付け」という。）。

利 息 年29.8パーセント（1年を365日として計算）

遅延損害金 年39.8パーセント（1年を365日として計算）

弁 済 期 平成9年1月から平成13年12月まで毎月11日

限り支払う。

弁 済 方 法 元金2万5000円及び経過期間（この期間は返済

日の前日までとする。)の利息分(残元本×0.298×  
経過日数÷365)を持参又は送金して支払う。

特 約 元金又は利息の支払を遅滞したときは、催告を要せ  
ずして期限の利益を失いただちに元利金を一時に支払  
う。

(イ) 被告は、上記契約締結の際、原告 **B** に対し、契約年月日、貸付  
金額、弁済期及び弁済方法、利息及び遅延損害金の約定とその内容、  
期限の利益喪失特約、被告の商号、住所地及び登録番号、債務者が負  
担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項等が記載された貸付契  
約説明書を交付した(乙15)。

イ(ア) **D** (以下「保証人 **D** 」という。)は、平成8年12月11  
日、原告 **B** の被告に対する前項の債務につき連帯保証した(乙1  
4)。

(イ) 被告は、上記契約締結の際、保証人 **D** に対し、契約年月日、貸  
付金額、弁済期及び弁済方法、利息及び遅延損害金の約定とその内容、  
期限の利益喪失特約、被告の商号、住所地及び登録番号、債務者が負  
担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項等が記載された貸付契  
約説明書を交付した(乙15)。

ウ 被告から原告 **B** に対し、本件第1貸付けにつき、別紙「元利計算  
書(3)」の「入金日」欄記載の日に「入金額」欄記載のとおり返済した旨  
の領収書兼利用明細書が交付されている(乙219ないし270)。

②ア(ア) 被告は、平成10年10月16日、原告 **B** に対し、250万円  
を次の約定で貸し付けた(乙17。以下「本件第2貸付け」という)。  
利 息 年29.8パーセント(1年を365日として計算)  
遅延損害金 年36.5パーセント(1年を365日として計算)  
弁 済 期 平成10年11月から平成15年10月まで毎月11

日限り支払う。

弁済方法 元金4万1000円（ただし最終弁済日には8万1000円とする。）及び経過期間（この期間は返済日の前日までとする。）の利息分（残元本×0.298×経過日数÷365）を持参又は送金して支払う。

特約 元金又は利息の支払を遅滞したときは、催告を要せずして期限の利益を失いただちに元利金を一時に支払う。

(イ) 被告は、上記契約締結の際、原告 **B** に対し、契約年月日、貸付金額、弁済期及び弁済方法、利息及び遅延損害金の約定とその内容、期限の利益喪失特約、被告の商号、住所地及び登録番号、債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項等が記載された貸付契約説明書を交付した（乙18）。

イ(ア) **E**（以下「保証人 **E**」という。）は、平成10年10月16日、原告 **B** の被告に対する前項の債務につき連帯保証した（乙17）。

(イ) 被告は、上記契約締結の際、保証人 **E** に対し、契約年月日、貸付金額、弁済期及び弁済方法、利息及び遅延損害金の約定とその内容、期限の利益喪失特約、被告の商号、住所地及び登録番号、債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項等が記載された貸付契約説明書を交付した（乙18）。

ウ(ア) 被告から原告 **B** に対し、本件第2貸付けにつき、別紙「元利計算書(4)」の「入金日」欄記載の日に「入金額」欄記載のとおり返済した旨の領収書兼利用明細書が交付されている（ただし、平成15年1月18日の48万5974円の返済を除く。乙319ないし381）。

(イ) 保証人 **E** は、被告に対し、本件第2貸付けにつき、平成15年1月18日に48万5974円を返済した（当事者間に争いがない。）。

(ウ) 原告 **B** は、保証人 **E** に対し、平成16年8月10日、前項の返済に基づく求償債務48万5974円を支払った(甲C3の1, 2)。

③ア(ア) 被告は、平成14年3月12日、原告 **B** に対し、450万円を次の約定で貸し付けた(乙20。以下「本件第3貸付け」という。)

利 息 年29.0パーセント(1年を365日として計算)

遅延損害金 年29.2パーセント(1年を365日として計算)

弁 済 期 平成14年4月から平成19年3月まで毎月11日  
限り支払う。

弁 済 方 法 元金7万5000円及び経過期間(この期間は返済日の前日までとする。)の利息分(残元本×0.29×経過日数÷365)を持参又は送金して支払う。

特 約 元金又は利息の支払を遅滞したときは、催告を要せずして期限の利益を失いただちに元利金を一時に支払う。

(イ) 被告は、上記契約締結の際、原告 **B** に対し、契約年月日、貸付金額、弁済期及び弁済方法、利息及び遅延損害金の約定とその内容、期限の利益喪失特約、被告の商号、住所地及び登録番号、債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項等が記載された貸付及び保証契約説明書を交付した(乙21)。

イ(ア) **D** (以下「保証人 **D** 」という。)は、平成14年3月12日、原告 **B** の被告に対する前項の債務につき連帯保証した(乙20)。

(イ) 被告は、上記契約締結の際、保証人 **D** に対し、契約年月日、貸付金額、弁済期及び弁済方法、利息及び遅延損害金の約定とその内容、期限の利益喪失特約、被告の商号、住所地及び登録番号、債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項等が記載された貸付及

び保証契約説明書を交付した(乙21)。

ウ 被告から原告 **B** に対し、本件第3貸付けにつき、別紙「元利計算書(5)」の「入金日」欄記載の日に「入金額」欄記載のとおり返済した旨の領収書兼利用明細書が交付されている(乙409ないし487)。

- ④ 被告は、平成19年2月22日の弁論準備手続期日において、本件第3貸付けにより発生した貸金債権と本件第1及び第2貸付けにより発生した過払金返還債務とを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

## 2 争点

### (1) 本件 **A** 貸付けについて

- ① 原告 **A** が利息ないし遅延損害金として被告に支払った部分のうち利息制限法所定の損害金の制限額を超える部分(制限超過部分)につき、貸金業法43条3項のみなし弁済規定の適用があるか。
- ② 原告 **A** は、平成9年2月20日の経過により期限の利益を失ったといえるか。
- ③ 原告 **A** は、平成11年12月20日に合計8万3386円を返済したと認められるか。

### (2) 本件第1ないし第3貸付けについて

- ① 原告 **B** が利息ないし遅延損害金として被告に支払った部分のうち利息制限法所定の損害金の制限額を超える部分(制限超過部分)につき、貸金業法43条3項のみなし弁済規定の適用があるか。
- ② 原告 **B** は、本件第1貸付けにつき平成9年4月11日の、本件第2貸付けにつき平成11年6月11日の、本件第3貸付けにつき平成14年5月13日の、各経過により期限の利益を失ったといえるか。
- ③ 本件第1ないし第3貸付けは事実上1個の連続した貸付取引であるといえるか。
- ④ ③が否定された場合、請求できる額はいくらとなるか。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 原告 **A** 関係について

##### (1) 争点(1)①について

被告は、前記第2の1(1)①イの事実に加えて、前記第2の1(1)③で認定した各弁済の都度、受領年月日、受領金額、利息、損害金、元金への充当額、各弁済後の残存債務額、商号、住所地、登録番号及び貸付金額等を記載した受取証を交付したことをもって、貸金業法17条1項及び同法18条1項に定められた要件を具備した書面を交付していたから、原告 **A** の各弁済については、貸金業法43条3項のみなし弁済規定の適用がある旨主張する。

しかし、本件 **A** 貸付けには、前記第2の1(1)①アで認定した期限の利益喪失約款が存在するのであるから、この約款により、債務者に支払期日に約定の元本とともに制限利息を含む約定利息ないし損害金を支払わない限り、残元本全額及びこれに対する遅延損害金を直ちに一括して支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与え、その結果、上記不利益を回避すべく、利息制限法所定の制限を超える率の約定損害金を支払うことを債務者に事実上強制することになることは、制限超過利息の支払の場合と異なるものではない。したがって、このような事実上の強制がある以上、仮に、原告 **A** の返済が損害金の支払いであることが認められたとしても、原告 **A** が自己の自由な意思によって損害金の支払を行ったとは認められないから、利息制限法所定の制限を超える利率の損害金の支払についても、特段の事情がない限り、原告 **A** が自己の自由な意思によってこれを支払ったものということとはできない。そして、本件で、この特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、原告 **A** が、利息制限法所定の損害金に関する制限額を超える部分を任意に支払ったとはいえず、被告の上記主張は理由がない。

##### (2) 争点(1)②について

①ア 本件 **A** 貸付けにおいては、弁済期及び弁済方法として、平成8年1



1月から平成11年10月まで毎月20日に利息分（残元本×0.298×経過日数÷365）を持参又は送金して支払う旨が定められ、特約として「元金又は利息の支払を遅滞したときは、催告を要せずして期限の利益を失いただちに元利金を一時に支払う。」旨の期限の利益喪失約款が定められていることは、前記第2の1(1)①アで認定したとおりである。

ところで、期日に利息制限法所定の制限を超える約定利息を支払うとの消費貸借契約において、利息の支払を遅滞したときは当然に期限の利益を失う旨の特約が付されている場合、同特約中、債務者が約定利息のうち制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、同法1条1項の趣旨に反して無効であるから、債務者は、同項所定の利息の制限額を支払いさえすれば、期限の利益を喪失することはない。

イ アを前提とすると、原告 **A** は、前記第2の1(1)③アのとおり、平成8年11月20日及び同年12月20日に各6万円、平成9年1月20日に5万5000円を支払ったのであるから、平成9年2月20日に2万4248円を支払うべき義務があったことになる。

しかるに、原告 **A** は、同日に上記金員を支払わなかったのであるから、形式的には、上記期限の利益喪失約款に該当する事由が生じたといえることができる。

② しかしながら、

ア(ア) 原告 **A** は、本件 **A** 貸付けにおいて、被告が期限の利益が喪失したとする主張する平成9年2月20日以降取引が終了するまでの間、被告から一括弁済を求められたと認めるに足りる証拠はないし、一括弁済すべき義務が発生している旨を知らされたと認めるに足りる証拠はない、

イ(イ) 乙27ないし122によると、被告は、別紙「元利金計算書(1)」の

「入金日」欄「平成9年3月17日」から約定弁済期到来前である「平成11年10月15日」までの返済については、「領収書兼利用明細書（控）」上、「利息」ではなく「損害金」として計算し余りがあれば元本に充当した旨記載しているにもかかわらず、計算の基となる利率は、原則として、「損害金」の約定利率である39.8パーセントではなく「利息」の約定利率である29.8パーセントを用いていたこと（なお、39.8パーセントの利率を使用したのは、例えば別紙「元利計算書(1)」の「平成9年6月23日」欄のように、本来の支払日の翌日である6月21日から現実の支払日である6月23日の前日までに關する遅延部分のみである。）、本件 **A** 貸付けの元本弁済期である平成11年10月20日以降の返済においても、別紙「元利金計算書(1)」の「平成11年12月20日」欄（上段の方。乙82）及び同「平成12年10月23日」欄（上段の方。乙94）を除く返済については、「領収書兼利用明細書（控）」上は、上記と同じ処理がなされていること（例外的処理が何故2回だけなされたのかについての理由は明らかではない。）が認められ、

イ このことからすると、原告 **A** は、被告から一括弁済を求められることがないと期待することが当然ともいえる状態に置かれていたというべきであり、他方、被告は、原告 **A** に一括弁済を求めて、その時点における残元本及び制限超過利息あるいは利息制限法所定の制限を超える利率の約定損害金の支払を受けるよりは、名目はともかく原告 **A** から長期にわたって利息制限法所定の制限を超える利息の支払を受領し続け利益を上げることが得策であると考えていたことが窺われ、現に、別紙「元利計算書(1)」によると、本件 **A** 貸付けにおいても、約定の弁済期までだけでも、176万9386円（利息制限法所定の利息の2倍を超える）もの利益を上げている。

ウ これらの事情を総合考慮すると、本件の具体的な事情のもとでは、被告が上記期限の利益喪失約款により、原告 **A** が期限の利益を喪失したと主張することは、信義誠実の原則により許されない。

(3) 争点(1)③について

甲A5によると、保証人 **C** は、原告 **A** からお金を預かって平成11年12月20日に合計8万3386円を被告に持参した旨を述べていることが認められる。もっとも、乙82及び83によると、「領収書兼明細書(控)」上には、平成11年12月20日の返済につき、「弁済人 **C** 」との、「受領者」欄には「 **C** 」との各記載があることが認められる。しかし、約定の弁済期を経過した直後の支払である平成11年11月22日の返済ならともかく、その後である平成11年12月20日に限って(最終支払日である平成13年3月11日の返済を除く。)保証人 **C** が自らの損失において原告 **A** 貸付けに関する返済をなしたとは考え難いことからすると、乙82及び83の記載は、保証人 **C** が返済金を持参したことを記載したにすぎないというべきであり、上記記載は、甲A5の信用性を左右するものではない。したがって、原告 **A** は、平成11年12月20日、合計8万3386円を返済したものと認めるのが相当である。

(4) してみると、原告 **A** は、本件 **A** 貸付けに関し、別紙原告 **A** 計算書記載のとおり返済したことになるから、被告は、原告 **A** に対し、同計算書記載のとおり平成14年3月11日の時点で、合計221万1493円の過払金を返還すべき義務があるというべきである。

2 原告 **B** 関係について

(1) 争点(2)①について

被告は、前記第2の1(2)①ないし③のア及びイの各イの事実に加えて、前記第2の1(2)①ないし③の各ウで認定した各弁済の都度、受領年月日、受領金額、利息、損害金、元金への充当額、各弁済後の残存債務額、商号、住所

地、登録番号及び貸付金額等を記載した受取証を交付したことをもって、貸金業法17条1項及び同法18条1項に定められた要件を具備した書面を交付していたから、原告らの各弁済については、貸金業法43条3項のみなし弁済規定の適用がある旨主張する。

しかし、前記1(1)で説示したのと同様、本件第1ないし第3貸付けには、前記第2の1(2)①ないし③のア(ア)で認定した期限の利益喪失約款が存在するのであるから、この約款により、債務者に支払期日に約定の元本とともに制限利息を含む約定利息ないし損害金を支払わない限り、残元本全額及びこれに対する遅延損害金を直ちに一括して支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与え、その結果、上記不利益を回避すべく、利息制限法所定の制限を超える率の約定損害金を支払うことを債務者に事実上強制することになることは、制限超過利息の支払の場合と異なるものではない。したがって、このような事実上の強制がある以上、仮に、原告 **B** の返済が損害金の支払いであることが認められたとしても、原告 **B** が自己の自由な意思によって損害金の支払を行ったとは認められないから、利息制限法所定の制限を超える利率の損害金の支払についても、特段の事情がない限り、原告 **B** が自己の自由な意思によってこれを支払ったものということとはできない。そして、本件で、この特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、原告 **B** が、利息制限法所定の損害金に関する制限額を超える部分を任意に支払ったとはいえず、被告の上記主張は理由がない。

(2) 争点(2)②について

①ア(ア) 本件第1貸付けにおいては、弁済期及び弁済方法として、平成9年1月から平成13年12月まで毎月11日限り、元金2万5000円及び利息分(残元本×0.298×経過日数÷365)を持参又は送金して支払う旨が定められ、特約として「元金又は利息の支払を遅滞したときは、催告を要せずして期限の利益を失いただちに元利金を一

時に支払う。」旨の期限の利益喪失約款が定められていることは、前記第2の1(2)①ア(ア)で認定したとおりである。

ところで、期日に利息制限法所定の制限を超える約定利息を支払うとの消費貸借契約において、利息の支払を遅滞したときは当然に期限の利益を失う旨の特約が付されている場合、同特約中、債務者が約定利息のうち制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、同法1条1項の趣旨に反して無効であるから、債務者は、同項所定の利息の制限額を支払いさえすれば、期限の利益を喪失することはない。

(イ) (ア)を前提とすると、原告 **B** は、前記第2の1(2)①ウによると、本件第1貸付けにつき、平成9年1月13日及び同年2月12日に各6万5000円、同年3月11日に8万3000円を支払ったものの(なお、平成9年1月11日は日曜日、同年2月12日は祭日である。)、平成9年4月11日には4万2082円を支払うべき義務があったことになる。

しかるに、原告 **B** は、同日に金員を全く支払っていないのであるから、形式的には、上記期限の利益喪失約款に該当する事由が生じたといえることができる。

イ(ア) 本件第2貸付けにおいては、弁済期及び弁済方法として、平成10年11月から平成15年10月まで毎月11日限り、元金4万1000円及び利息分(残元本×0.298×経過日数÷365)を持参又は送金して支払う旨が定められ、特約として「元金又は利息の支払を遅滞したときは、催告を要せずして期限の利益を失いただちに元利金を一時に支払う。」旨の期限の利益喪失約款が定められていることは、前記第2の1(2)②ア(ア)で認定したとおりである。

ところで、期日に利息制限法所定の制限を超える約定利息を支払う

との消費貸借契約において、利息の支払を遅滞したときは当然に期限の利益を失う旨の特約が付されている場合、同特約中、債務者が約定利息のうち制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、同法1条1項の趣旨に反して無効であるから、債務者は、同項所定の利息の制限額を支払いさえすれば、期限の利益を喪失することはない。

(イ) (ア)を前提とすると、原告 **B** は、前記第2の1(2)②ウ(ア)によると、本件第2貸付けにつき、平成10年1月11日から平成11年5月12日まで別紙「元利金計算書(4)」の入金日「平成10年1月11日」から「平成11年5月12日」まで、各「入金額」欄記載の金員を支払ったことになるから、平成11年6月11日に6万3311円を支払うべき義務があったことになる。

しかるに、原告 **B** は、同日に上記金員を支払わなかったのであるから、形式的には、上記期限の利益喪失約款に該当する事由が生じたということができる。

ウ(ア) 本件第3貸付けにおいては、弁済期及び弁済方法として、平成14年4月から平成19年3月まで毎月11日限り、元金7万5000円及び利息分(残元本×0.29×経過日数÷365)を持参又は送金して支払う旨が定められ、特約として「元金又は利息の支払を遅滞したときは、催告を要せずして期限の利益を失いただちに元利金を一時に支払う。」旨の期限の利益喪失約款が定められていることは、前記第2の1(2)③ア(ア)で認定したとおりである。

ところで、期日に利息制限法所定の制限を超える約定利息を支払うとの消費貸借契約において、利息の支払を遅滞したときは当然に期限の利益を失う旨の特約が付されている場合、同特約中、債務者が約定利息のうち制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失する

とする部分は、同法1条1項の趣旨に反して無効であるから、債務者は、同項所定の利息の制限額を支払いさえすれば、期限の利益を喪失することはない。

(イ) (ア)を前提としても、原告 **B** は、本件第3貸付けにつき、平成14年5月11日に金員を全く支払っていないから、形式的には、上記期限の利益喪失約款に該当する事由が生じたといえることができる。

② しかしながら、以下に述べる事情からすると、被告が本件第1ないし第3貸付けにつき、上記期限の利益喪失約款により、原告 **B** が期限の利益を喪失したと主張することは、信義誠実の原則により許されないといふべきである。

ア 本件第1貸付けについて

(ア) 前記第2の1(2)で認定した事実と甲C4、乙219ないし270及び原告 **B** 本人尋問の結果を総合すると、次の事実が認められる。

① 原告 **B** は、経営する会社の運転資金等のために、被告福山支店の営業担当者から電話で借入れの勧誘を受け、平成8年12月11日、本件第1貸付けを受けた。

② 原告 **B** は、本件第1貸付けにつき、約定の支払を遅滞した平成9年4月11日以降も、一括弁済の請求を受けることはなかった。のみならず、支払が遅れる際には、被告の担当者に電話で返済予定日を連絡しその了解を得ていたが、その際にも、被告の担当者から期限の利益が失われ損害金が発生している等の説明を受けることはなかった。

③ 被告は、別紙「元利金計算書(3)」の「入金日」欄「平成9年2月12日」以降の返済については、「領収書兼利用明細書(控)」上、「利息」ではなく「損害金」として計算し余りがあれば元本に充当した旨記載していたにもかかわらず、計算の基となる利率は、原則

として、「損害金」の約定利率である39.8パーセントではなく「利息」の約定利率である29.8パーセントを用いていた（なお、39.8パーセントの利率を使用したのは、例えば別紙「元利計算書(3)」の「平成9年4月15日」欄のように、本来の支払日である4月11日から現実の支払日である4月14日の前日までに關する遅延部分のみである。）。

㊦ 原告 **B** は、本件第1貸付けにつき、日にちの遅れはありながらも、毎月分割弁済を継続させ、返済金額については、被告の計算によっても、被告が返済すべきと主張する利息・損害金に不足を生じさせることはなかった。

㊧ 被告は、本件第1貸付けの返済途中であった平成10年10月16日、原告 **B** に持ちかけて、本件第2貸付けを行っており、その際にも、本件第1貸付けの残元金を一括請求したり、残元金と本件第2貸付けの貸付金との相殺を要求することもなかった。

(イ) (ア)で認定した事実によると、原告 **B** は、本件第1貸付けにつき、被告から一括弁済を求められることがないと期待することが当然ともいえる状態に置かれていたというべきであり、一方、被告は、原告 **B** に一括弁済を求めて、その時点における残元本及び制限超過利息あるいは利息制限法所定の制限を超える利率の約定損害金の支払を受けるよりは、名目はともかく原告 **B** から長期にわたって利息制限法所定の制限を超える利息の支払を受領し続け利益を上げることが得策であると考えていたことが窺われるのであるから、これらの事情を考慮すると、被告が、本件第1貸付けにつき、上記①アを理由に期限の利益が喪失した旨主張するのは信義誠実の原則により許されない。

イ 本件第2貸付けについて

(ア) 前記第2の1(2)で認定した事実と甲C4、乙319ないし381及



- び原告 **B** 本人尋問の結果を総合すると、次の事実が認められる。
- ㊦ 原告 **B** は、本件第1貸付けの返済中であった平成10年10月16日、被告から新たな融資を持ちかけられ、本件第2貸付けを受けた。
- ㊧ 原告 **B** は、本件第2貸付けにつき、約定の支払を遅滞した平成11年6月11日以降も、最終弁済期である平成15年10月11日が経過するまで、一括弁済の請求を受けることはなかった。のみならず、支払が遅れる際には、被告の担当者に電話で返済予定日を連絡しその了解を得ていたが、その際にも、被告の担当者から期限の利益が失われ損害が発生している等の説明を受けることはなかった。
- ㊨ 被告は、別紙「元利金計算書(4)」の「入金日」欄「平成11年6月14日」以降の返済については、「領収書兼利用明細書(控)」上、「利息」ではなく「損害金」として計算し余りがあれば元本に充当した旨記載していたにもかかわらず、計算の基となる利率は、原則として、「損害金」の約定利率である39.8パーセントではなく「利息」の約定利率である29.8パーセントを用いていた(なお、39.8パーセントの利率を使用したのは、例えば別紙「元利計算書(4)」の「平成11年6月14日」欄のように、本来の支払日である6月11日の翌日から現実の支払日である6月14日の前日までに関する遅延部分のみである。)
- ㊩ 原告 **B** は、本件第2貸付けにつき、日にちの遅れはありながらも、毎月分割弁済を継続させ、返済金額については、被告の計算によっても、被告が返済すべきと主張する利息・損害金に不足を生じさせることはなかった。
- ㊪ 被告は、本件第2貸付けの返済途中であった平成14年3月12

日、原告 **B** に持ちかけて、本件第3貸付けを行っており、その際にも、本件第2貸付けの残元金を一括請求したり、残元金と本件第3貸付けの貸付金との相殺を要求することもなかった。

(イ) (ア)で認定した事実によると、原告 **B** は、本件第2貸付けについても、被告から一括弁済を求められることがないと期待することが当然ともいえる状態に置かれていたというべきであり、一方、被告は、原告 **B** に一括弁済を求めて、その時点における残元本及び制限超過利息あるいは利息制限法所定の制限を超える利率の約定損害金の支払を受けるよりは、名目はともかく原告 **B** から長期にわたって利息制限法所定の制限を超える利息の支払を受領し続け利益を上げることが得策であると考えていたことが窺われるのであるから、これらの事情を考慮すると、被告が、本件第2貸付けにつき、上記①イを理由に期限の利益が喪失した旨主張するのは信義誠実の原則により許されない。

ウ 本件第3貸付けについて

(ア) 前記第2の1(2)で認定した事実と甲C4、乙409ないし487及び原告 **B** 本人尋問の結果を総合すると、次の事実が認められる。

⑦ 原告 **B** は、本件第2貸付けの返済中であった平成14年3月12日、被告から新たな融資を持ちかけられ、本件第3貸付けを受けた。

⑧ 原告 **B** は、本件第3貸付けにつき、約定の支払を遅滞した平成14年5月11日以降も、一括弁済の請求を受けることはなかった。のみならず、支払が遅れる際には、被告の担当者に電話で返済予定日を連絡しその了解を得ていたが、その際にも、被告の担当者から期限の利益が失われ損害金が発生している等の説明を受けることはなかった。

㉞ 被告は、本件第3貸付けについては、本件第1及び第2貸付けと異なり、期限の利益が喪失したと主張する日以降の返済につき、「領収書兼利用明細書(控)」上「損害金」として計上した部分については、計算の基となる利率も「損害金」の約定利率である29.2パーセントを用いていた。

㉟ 原告 **B** は、平成18年5月までほぼ日にちの遅れはあるもののほぼ毎月分割弁済を継続した。

(イ) (ㄱ)で認定した事実によると、原告 **B** は、本件第1及び第2貸付けと同様に本件第3貸付けについても、被告から一括弁済を求められることがないと期待することが当然ともいえる状態に置かれていたといふべきである。一方、被告は、本件第1及び第2貸付けとは異なり、「損害金」の計算を損害金の利率では行っていたものの、このことは、「損害金」の利率が29.2パーセントであり、「利息」の利率29パーセントと極めて近似していることによるものと考えられ、この事実があったとしても、被告が残元本及び制限超過利息あるいは利息制限法所定の制限を超える利率の約定損害金の支払を受けるよりは、名目はともかく原告 **B** から長期にわたって利息制限法所定の制限を超える利息の支払を受領し続け利益を上げることが得策であると考えていたと窺われることは、本件第1及び第2貸付けと同様であるから、これらの事情を考慮すると、被告が、本件第3貸付けにつき、上記㉞ウを理由に期限の利益が喪失した旨主張するのは信義誠実の原則により許されない。

(3) 争点(2)③について

① 前記第2の1(2)で認定した事実と甲C4, 乙14, 17, 20, 219ないし270, 319ないし381, 409ないし487, 549, 550及び原告 **B** 本人尋問の結果を総合すると、次の事実が認められる。

ア 本件第1貸付けないし第3貸付けは、いずれも、原告 **B** が、被告の営業担当者の勧誘を受け、経営する有限会社 〇〇の設備投資資金や運転資金として使用する目的で融資を申し込み、借入れ額、保証人の候補者を担当者に伝え、担当者が保証候補者の与信調査や融資可能金額を検討のうえ、三次市内のホテルロビーに保証人候補者を同行し、営業担当者との間で個別に金銭消費貸借契約書を作成し、消費貸借契約を締結することにより実行された。

イ 本件第1ないし第3貸付けは、契約番号を異にし、本件第1貸付けと本件第2及び第3貸付けとは、第1貸付けが弁済期における元金一括払いであるのに対し、第2及び第3貸付けはこれが均等払いとなっている点で返済方法が違い、本件第1貸付け及び第2貸付けと本件第3貸付けとは、利息の利率が異なり、遅延損害金の利率はすべての貸付けが同一ではなく、本件第1貸付け及び第3貸付けと本件第2貸付けとは、連帯保証人が異なっているなど、重要な点で契約内容を異にする。

ウ 原告 **B** は、本件第2貸付けの契約時に、債務者が複数の借入れを承認し、その充当方法を指定する旨が記載された「充当指定書」を、本件第3貸付けの契約時にも、同趣旨の記載がなされた「振分依頼書」を、それぞれ被告に差し入れている。

② ①の事実からすると、本件第1ないし第3貸付けは、個別独立した契約であり、これらが事実上1個の貸付け取引であるとはいえないから、貸主と借主との間で先の取引で発生した過払金を新たな取引により生ずる債務に充当する旨の合意が存在するなどの特段の事情がない限りは各貸付けにより発生した過払金を他の取引に基づく債務に充当することはできないといふべきところ、本件で、この特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

これに対し、原告 **B** は、本件第1ないし第3貸付けは、被告が設定した与信枠の範囲内で行われたものであるから、事実上1個の貸付けとい

うべきである旨主張する。

しかし、本件第1ないし第3貸付けが被告が当初（すなわち本件第1貸付け時）設定した与信枠に従ってなされたと認めるに足りる証拠はない（かえって、原告 **B** の陳述書（甲C4）には、「本件各貸付けの度に被告の営業担当者が保証人の与信調査や融資可能金額を検討して連絡してきた。」旨が記載されている。）から、原告 **B** の上記主張は採用できない。

(4) 争点(2)④について

- ① (2), (3)で説示したとおり、本件第1ないし第3貸付けは別個独立した貸付けであり、いずれも期限の利益を喪失していないことになるから、これを前提に、本件第1ないし第3貸付けにつき原告 **B** がした返済を利息制限法に従って充当計算した結果は、次のとおりとなる。

ア 本件第1貸付けについて

別紙「元利金計算書Ⅰ」記載のとおりであるから、被告は、原告 **B** に対し、平成13年5月24日の時点で71万0807円の過払金返還債務を負う。

イ 本件第2貸付けについて

別紙「元利金計算書Ⅱ」記載のとおりであるから、被告は、原告 **B** に対し、平成15年11月18日の時点で、154万1192円の過払金返還債務を負う。

ウ 本件第3貸付けについて

別紙「元利金計算書Ⅲ」記載のとおりであるから、被告は、原告 **B** に対し、平成18年5月26日の時点で、4万9264円の過払金返還債務を負う。

- ② してみると、被告は、原告 **B** に対し、合計230万1263円の過払金返還債務を負うというべきである。

第4 結論

以上のとおりであるから、原告 **A** の請求は理由があるから認容し、原告 **B** の請求は主文第2項に記載した限度で理由があるから認容し、その余は失当であるから棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第1部

裁 判 官

野 々 上 友 之